

新庄市子ども・子育て支援事業計画

計画骨子案のイメージ

平成26年3月

新庄市

目 次

第1部 総論

第1章 新庄市子ども・子育て支援事業計画策定の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 新庄市の子育てを取り巻く現状と課題

- 1 人口・世帯数の推移
- 2 出生の動向
- 3 世帯あたり児童の推移
- 4 婚姻・離婚の動向
- 5 就労の状況
- 6 子育て支援の現状
- 7 ニーズ調査結果から見る現状
- 8 新庄市の課題

第3章 新庄市子ども・子育て支援事業計画の理念と目標

- 1 基本理念
- 2 基本的視点
- 3 基本目標

第2部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

- 1 区域設定の考え方
- 2 区域設定

第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

- 1 教育・保育の量の見込み
- 2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

- 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- 2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第4章 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

第5章 安心して産み育てられる環境の整備と育児支援の充実

第6章 児童虐待防止対策や障がい児支援施策の充実

第7章 子どもの安全確保と地域における子育て支援の充実

第8章 労働者の職業生活・家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第2章 新庄市の子育てを取り巻く現状と課題

- 1 人口・世帯数の推移
- 2 出生の動向
- 3 世帯あたり児童の推移
- 4 婚姻・離婚の動向
- 5 就労の状況
- 6 子育て支援の現状
- 7 ニーズ調査結果から見る現状
- 8 新庄市の課題

第3章 新庄市子ども・子育て支援事業計画の理念と目標

【現行の次世代育成支援対策地域行動計画の基本理念】

こどもの笑顔が未来をつくる

めぐめぐの心で育てようみんなで

いのち輝く新庄っ子

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

子どもの育ちに関する理念

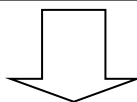
- 乳幼児期の質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保障する必要がある。
- すべての子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められる環境を整備することが社会全体の責任である。

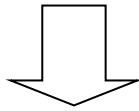
子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 子育ての第一義的責任を有する保護者の役割
- 地域や社会が果たす子ども・子育て支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。
- ワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備の重要性。





1 基本理念

ニーズ調査の結果や国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て会議での検討によって作成する。

〈作成の視点〉

- 子どもの成長（子育て）や子育てにとって大切なこととはなにか。（理念）
- 新庄市の未来の子育て環境として期待することはなにか。（将来のまちの姿）
- 幼稚園、公立保育所、認可外保育所等それぞれが担う役割。

2 基本的視点

ニーズ調査の結果や国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て会議での検討によって作成する。

〈現行の新庄市次世代育成支援対策地域行動計画では〉

1. 子どもの視点
2. 次代の親作りという視点
3. 社会全体による支援の視点
4. 仕事と生活の調和の実現の視点
5. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

3 基本目標

上記の「将来のまちの姿」を実現するために、基本的視点に立って、必要な支援・施策の目標を掲げる。

〈現行の新庄市次世代育成支援対策地域行動計画では〉

1. 地域における子育ての支援
2. 母性並びに乳幼児などの健康の確保及び整備
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育現場の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. 子どもの安全の確保
7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

第2部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

- 区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、行政区単位、教育提供単位（小学校区単位、中学校区単位）、保育提供単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- また、区域設定にあたって、幼稚園・保育所・地域型保育施設等それぞれの役割を示したうえで設定する。

2 区域設定

- 上記の考え方を踏まえ、行政区単位、教育提供単位（小学校区単位、中学校区単位）、保育提供単位等いろいろ考えられるが、現状や今後の人口推計、幼稚園・保育所・地域型保育施設等それぞれの施設の役割、ニーズ調査結果等を分析し、検討する。

区域設定を図示

第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込み

○これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定。

2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期」を設定するとともに、確保の方策を検討。

(数値はダミー)

		1年目			2年目			3年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		320	500	310	320	490	300	310	480	310
②確保の内容	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	320	500	260	320	490	250	310	480	260
	地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)			50			50			50
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(数値はダミー)

		4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		310	470	300	300	460	290
②確保の内容	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	310	470	250	300	460	240
	地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)			50			50
②-①		0	0	0	0	0	0

※子ども子育て支援法第19条(支給要件)

【1号認定子ども】満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども

【2号認定子ども】満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

【3号認定子ども】満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

【確保の方策】

- 認定こども園の推進について
- 地域型保育事業の導入について
- その他、確保方策の概要について

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

○これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期」を設定するとともに、確保の方策を検討。

(数値はダミー)

事業	内容	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
地域子ども・子育て支援拠点事業	①量の見込み	(3箇所) 500人	(3箇所) 500人	(3箇所) 500人	(3箇所) 500人	(3箇所) 500人
	②確保の内容	(3箇所) 500人	(3箇所) 500人	(3箇所) 500人	(3箇所) 500人	(3箇所) 500人
	②-①	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	①量の見込み	(10箇所) 300人	(10箇所) 300人	(10箇所) 330人	(11箇所) 350人	(12箇所) 350人
	②確保の内容	(10箇所) 300人	(10箇所) 300人	(10箇所) 300人	(11箇所) 330人	(12箇所) 350人
	②-①	0	0	▲30人	▲20人	0
.....						
以下、事業ごとに記載						

【確保の方策】

○地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連事業との連携の確保が必要。

○放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

第4章 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

以下の事項について記載

- 認定子ども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方。
- 質の高い幼児期の教育・保育のための幼稚園教諭と保育士の合同研修の支援策。
- 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取り組みの推進。

第5章 安心して産み育てられる環境の整備と育児支援の充実

以下の事項について記載

- 保護者が、産前・産後休業、育児休業明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援体制を整備。
- また、上記に対応することができる施設側の受け入れ態勢の整備。
- 母子保健及び育児相談等の充実。

第6章 児童虐待防止対策や障がい児支援施策の充実

以下の事項について記載

- いじめや児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図る。
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進。
- 障がい児など特別な支援が必要な子どもの発達を支援し、地域の一員として安心して生活ができるよう、適切な医療の提供や教育支援体制の取り組みを推進、養護教員によるきめ細やかな支援体制の構築。

第7章 子どもの安全確保と地域における子育て支援の充実

以下の事項について記載

- 交通事故や不審者による被害をなくすための環境整備。
- 地域による防犯パトロールやあいさつ運動等による啓発活動の実施。
- 地域活動を通じた地域における子育て支援。

第8章 労働者の職業生活・家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

以下の事項について記載

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し。（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備。